

Press Release

平成 28 年 7 月 29 日
日本公認会計士協会

「平成 29 年度 税制の在り方に関する提言」及び 「平成 29 年度 税制改正意見・要望書」の公表について

日本公認会計士協会は、平成 28 年 7 月 25 日に開催されました常務理事会の承認を受けて「平成 29 年度 税制の在り方に関する提言」（以下「提言」という。）及び「平成 29 年度 税制改正意見・要望書」（以下「税制改正要望書」という。）を公表いたしましたのでお知らせいたします。

今年度より、昨今の社会情勢の中からその問題点を見出し、政策手段の一つとして、税制はどうあるべきかという観点から、今後の税制改正の方向性や在り方について、日本公認会計士協会としてふさわしい提言を積極的に行っていくために、既存の税制改正要望書とは別に、提言を策定しました。税制改正要望書と提言の位置づけとしましては、税制改正要望書は、主として現行税制の問題等に関する意見・要望である一方、提言は、我が国が抱えている社会的問題への対策について、税制の観点から提言を行うものであり、当該提言による税制の新設・変更等により、その社会的問題の解決の一助となり得るものと位置づけられます。

提言は、Ⅰ「企業の国際競争力、日本の立地競争力の強化について」、Ⅱ「社会・経済構造の変化、少子高齢化などの課題への対応について」及びⅢ「世代間の資産偏在の是正について」の 3 項目に区分し、Ⅰにおいて、IFRS 導入企業の税負担及び CFC 税制、Ⅱにおいて、世帯単位課税の導入、所得控除、税額控除及び給付付税額控除、Ⅲにおいて相続税、贈与税及び所得税について、それぞれ具体的に提言しています。

一方で、税制改正要望書は、税制の構造的問題（フレームワーク）に関する要望・意見である「政策的要望」と税制の各個別規定に関する要望・意見である「個別的要望」に区別し、「政策的要望」において、1. 「法人税法における課税所得計算と企業会計の調整について」、2. 「事業承継支援税制について」、3. 「消費税の軽減税率制度及びインボイス制度について」及び 4. 「納税環境整備等について」の 4 項目に区分し、「税の中立性の原則に立脚し、IFRS 普及の妨げにならないよう必要な法人税法改正を行うこと」をはじめとする合計 8 項目の具体的な意見・要望を行っています。また、「個別的要望」は、税目ごとに合計 60 項目の意見・要望を行っています。

なお、提言及び税制改正要望書において、重要要望事項として共通し掲げている税における損金経理要件を緩和についての要望は、提言において、以下のとおり要望しております。

IFRS（国際財務報告基準）導入企業の税負担について

ビジネス言語である会計を統一することによって、「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」、「同業他社との比較可能性の向上に資する」、「海外における資金調達の円滑化に資する」などのメリットが、IFRSの任意適用企業から報告されている（金融庁（平成27年）「IFRS適用レポート」）。

IFRSを全面的に導入した諸外国や地域は、100を超えるまでに広がっており、我が国企業もIFRSというビジネス言語の統一を促進し、上記で報告されたメリットを享受することが、企業の国際競争力を高め、ひいては我が国資本市場の競争力向上にも貢献していくものになる。

これらの状況を踏まえて、IFRSを個別財務諸表に導入しようとする一定の法人について、IFRSを導入しない企業との間で税負担についての公平性を損なわないような制度を創設する必要がある。具体的には、税における損金経理要件を緩和し、税法基準に準拠している限りにおいて、別表での税務調整も認めるべきである。

なお、このようなIFRSを導入しようとする企業とIFRSを導入しない企業との均衡をできるだけ図ろうとする制度は、フランス、ドイツ、カナダ、韓国などで見られるところであり、我が国もこれらの内容を参考にしながら、会計を税制が利用するという現在の我が国の枠組みを維持しながら、必要な措置をとることが必要である。

以 上